

令和2年度
多治見市子どもの権利擁護委員
活動報告書



令和3（2021）年8月
多治見市子どもの権利擁護委員



はじめに

令和元年度の多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書の「はじめに」で同年度の代表擁護委員であった伊藤健治准教授（当時）が述べられているように、令和元年度は新型コロナウイルスの世界的大流行（パンデミック）により、我が国の日常生活も一変し、全国一斉の臨時休校が行われたりそれが長く続いたりなど、これまでに経験をしたことがない状況が続きました。そして本原稿を執筆している現在も、新型コロナウイルスの変異株が発生し日本国内でも市中感染が確認されたという報道や、新型コロナウイルスの新規感染者の増加が止まらず第4波がきたという報道、岐阜県でも知事が国に対して岐阜県に対する3回目の緊急事態宣言の発令を求めたという報道などが連日テレビや新聞などでなされており、高齢者や医療従事者の方を中心に徐々にワクチン接種が進んできているとはいえ、いまだ暗い内容の報道が多く先の見通しが立ち辛く精神的にも負担が大きい状況が続いております。

このような未曾有の事態が起きたことにより、大人たちでさえ多大なストレスや不安を日々感じ、そのために様々な問題が起きていることは広く指摘されているところですが、まして子ども達を感じるストレスや不安は大人たちのそれと比べても当然大きいのであって、子ども達が日々負っている不安やストレスの深刻さ、その子ども達を一番近くで見守ってきた保護者の皆さまや各学校の教職員の皆さまなどの負担の大きさなどは想像に難くありません。

他方で、このような子ども達が困難な状況におかれやすく、また速やかな救済がなされ難い状況だからこそ、より一層、子どもの権利擁護委員及び子どもの権利相談室の役割が大きくなっていると言えるのであって、我々子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談室は日々研鑽に努めながら子ども達を困難な状況から救済するために今まで以上に精力的に活動をしていかなければならないと考えております。

我々は寄せられた相談などについて子どもの最善の利益は何かを考えながら活動しますが、その子どもを主体性のある一人の権利主体として捉え、どのようなことを考えているか、何を希望しているのか、という点についてしっかり聴き取り等を行うことが非常に重要であると考えています。これは、子ども達

の考えや希望を尊重しないで（大人の考え方を一方的に押し付けることは、仮にその内容が正しいとしても）子ども達の最善の利益が実現できることはあり得ないと考えているからです。子ども達の最善の利益を実現するためには、結果はもちろんですが、その過程も同様に重要なものになってきます。

本報告書は昨年度の我々の活動をまとめ、皆様にご報告をさせて頂くために作成させて頂いたものですが、このように活動ができたのは皆さまからの多大なご協力やご支援の賜物と考えております。皆さまに深く感謝申し上げますとともに、引き続き、子ども達の笑顔のために、ご支援ご協力を賜りますよう深くお願い申し上げます。

令和3（2021）年8月

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 水野将也

（弁護士）



目 次

はじめに	多治見市子どもの権利擁護委員 代表擁護委員 水野 将也	…… 1
I 令和2年度の活動状況について		
1	相談状況	…… 4
(1)	月別延べ相談回数（子ども、おとな）	…… 7
(2)	相談者	…… 8
(3)	学齢・性別相談対象者	…… 9
(4)	相談内容	…… 9
(5)	相談方法	…… 10
(6)	相談時間帯	…… 11
(7)	相談所要時間	…… 12
(8)	相談曜日	…… 12
(9)	対応	…… 13
2	相談事例から	…… 14
3	救済の申立ての状況	…… 17
4	出張相談	…… 18
5	活動報告会の開催	…… 18
6	広報・啓発活動	…… 19
II 子どもの権利擁護委員としての活動を振り返って		
「初年度の活動を振り返って」		
	多治見市子どもの権利擁護委員 原科 佐登己	…… 24
「擁護委員としての活動を振り返って」		
	多治見市子どもの権利擁護委員 伊藤 健治	…… 26
「擁護委員としての活動を振り返って」		
	多治見市子どもの権利擁護委員 坂崎 芳範	…… 28
おわりに		
	参考資料	…… 29
	多治見市子どもの権利に関する条例	…… 31
	多治見市子どもの権利擁護委員制度(子どもの権利相談室)のしくみ	…… 35
	多治見市子どもの権利擁護委員名簿	…… 36

I. 令和2年度の活動状況について

多治見市は、子どもの権利を保障するまちづくりを推進するために、平成15年9月全国で4番目に総合条例として多治見市子どもの権利に関する条例を制定しました。条例に基づき、子どもの権利擁護委員が選任され、平成16年4月に子どもの権利相談室を設置、開室17年が経過しました。

子どもの権利擁護委員は、子どもの最善の利益の確保を目的とし、行政から独立した立場で自ら調査・判断する機関です。それぞれが専門的知識を持つ子どもの権利擁護委員を置くことにより、誰もが安心して相談し、子どもの権利の救済・回復を求めることができます。

平成22年には、子どもの権利相談室の愛称を「たじみ子どもサポート」とし、3名の子どもの権利相談員が、子どもに関する相談を受け、助言や支援を行っています。

1. 相談状況

令和2年度の相談件数は48件（前年度より11件減少）、そのうち前年度からの継続相談は11件、新規相談は37件でした。新規相談のうち相談が初回で終了した相談は26件でした。子ども本人からの相談件数は32件、おとなからの相談件数は16件でした。おとなからの相談件数のうち家族からの相談件数は13件でした。

延べ相談回数は102回（前年度より22回減少）でした。そのうち、子ども本人からの相談回数は60回、おとなからの相談回数は42回でした。おとなからの相談回数のうち家族からの相談回数は33回でした。

令和2年度は、子どもからの相談方法として、12月より新たにLINE相談を導入し、冬休みに合わせてミニレター相談を実施しました。

（1）新たな相談方法の導入について

① LINE相談

中高生のコミュニケーション手段として定着しているLINEを活用することで、相談の最初の取り掛かりが容易となり、より多くの相談に応じられるのではないかと考えました。全国の先進事例を参考に、令和2年12月から、主に中高生を対象にしたLINE相談を始めました。令和2年12月から令和3年3月までの相談者数・相談件数・相談回数と相談内容の内訳を以下に示します（図表1・2）。

【図表 1】 LINE 相談 「相談者数・相談件数・相談回数」

	相談人数			相談件数			相談回数		
	中学生	高校生	他・不明	中学生	高校生	他・不明	中学生	高校生	他・不明
男子	0	1	0	0	3	0	0	6	0
女子	1	2	1	1	2	1	1	4	1
不明	0	0	2	0	0	2	0	0	2
合計	1	3	3	1	5	3	1	10	3
総計	7			9			14		

【図表 2】 「LINE 相談 相談内容」

	いじめ	虐待	不登校	交友関係	教職員の対応	学校施設等の対応	心身の悩み	進路・学習	家庭・家族	その他
中学生	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0
高校生	0	0	0	1	0	0	2	1	0	1
他・不明	0	0	0	1	1	0	1	0	0	0
男子	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1
女子	0	0	0	1	1	0	2	1	0	0
不明	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0
合計	0	0	0	2	1	0	4	1	0	1

LINE 相談では、学校での友人関係や他人に打ち明けづらい病気や容姿、性的指向の相談が寄せられました。

相談対応可能時間が相談室の開室時間と同様のため、平日は学校や習い事に行っている時間帯と重なることもあってか、土曜日の相談が多くなりました。

LINE は中高生にとって身近な SNS であるため、今後も子どもたちに「気軽に相談ができる」として定着するよう広報していきたいと思えます。

② ミニレター相談

近年、固定電話のない家庭が増えてきています。そのため、自由に使用できる携帯電話やスマートフォンを持たない子ども（主に小学生）は、電話・メール・LINE による相談はしづらい状況にあります。そういった子どもたちの相談の手立てとして、令和 2 年 12 月に冬休み前の小中学生を対象にミニレターを配布しました。（ミニレターの仕様については、P22 参照）

1 月から 3 月までの相談者数・相談件数・相談回数と相談内容の内訳を以下に示します（図表 3・4）。

【図表 3】ミニレター相談 「相談者数」

	小学校 低学年	小学校 中学年	小学校 高学年	中学校 1年生	中学校 2年生	中学校 3年生	
男子	1	0	2	0	0	0	
女子	1	4	1	0	2	0	
合計	2	4	3	0	2	0	
総計							11

相談件数は 11 件、相談回数は 14 回。

【図表 4】ミニレター相談 「相談内容」

	いじめ	虐待	不登校	交友関係	教職員の対応	学校施設等の対応	心身の悩み	進路・学習	家庭・家族	その他
小学生	0	0	1	5	1	0	0	0	1	1
中学生	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0
男子	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
女子	0	0	0	5	1	0	0	0	2	0
合計	0	0	1	6	1	0	0	0	2	1

ミニレターには、学校内外での交友関係や学校の先生に関する悩み、家族に対して困っていることなどが紙面いっぱい書き込まれていました。

「文章を考えて書き、用紙を切り取って封筒型に成型し、ポストに投函して、返事を待つ」という手間のかかる相談ツールですが、どの相談もその子なりの苦しい思いが書かれており、子どもたちが辛い気持ちを少しでも吐き出せていたらよいなと感じました。

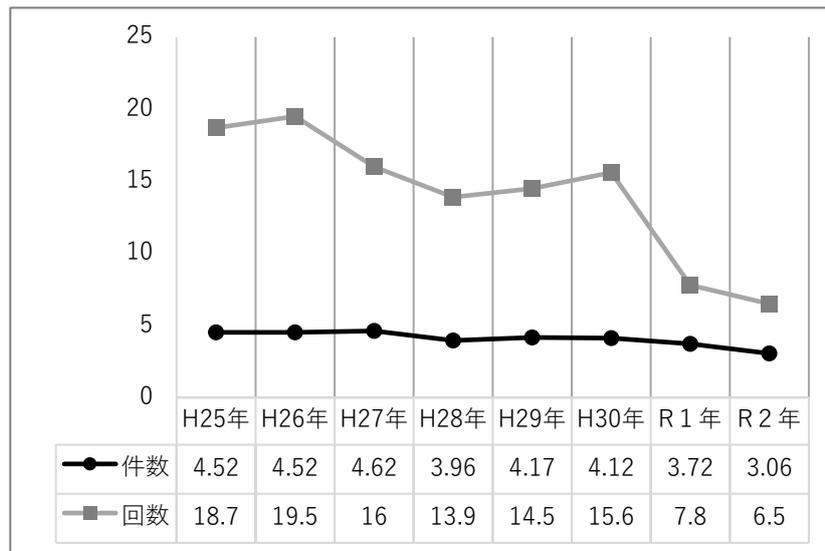
受け取った相談には、相談員が丁寧に返事を書き投函しました。

※以下で示す相談状況は、12月からLINE相談、1月からミニレターが返信されてきたことを踏まえる必要があります（年度当初から存在する他の手段とは比較期間が異なる）。またコロナの影響で、出張相談（旭ヶ丘児童センター・太平児童センター）が実施できなかった影響も加味する必要があります。

（2）相談件数・相談回数の経年変化

相談件数・相談回数の経年変化の傾向を見るため、子ども 1000 人当たりの相談件数・相談回数を以下に示しました（図表 5）。

【図表 5】 相談件数・相談回数の経年変化（子ども 1000 人あたり）

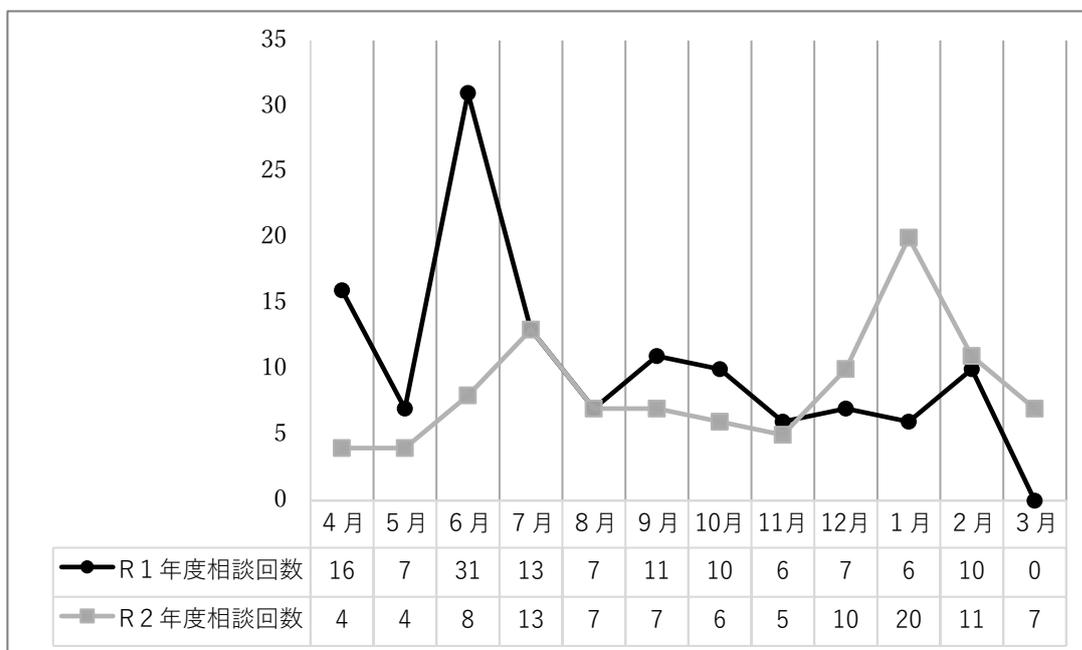


昨年以来のコロナ禍に伴う外出制限、出張相談の中止が相談回数の減少の一因になっていると考えられます。

(1) 月別延べ相談回数（子ども、おとな）

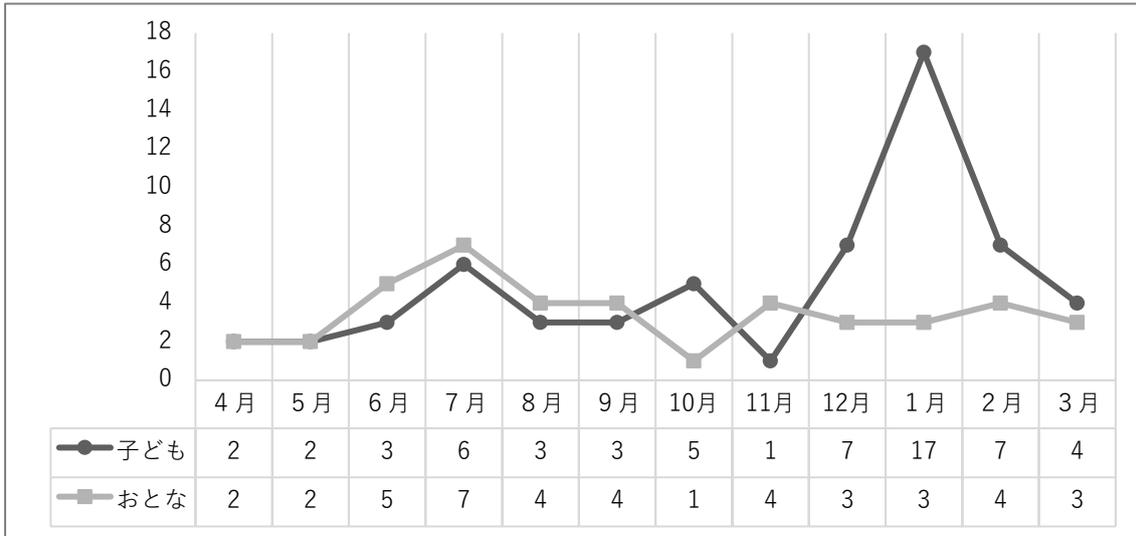
令和2年12月以降の子どもの相談が急増しているのは、LINE相談とミニレター相談の効果です（図表6・7）。

【図表 6】 令和元年度・令和2年度月別相談受付（延べ相談回数）



(注) 「相談回数」とは延べ相談回数のこと。

【図表7】令和2年度月別延べ相談回数

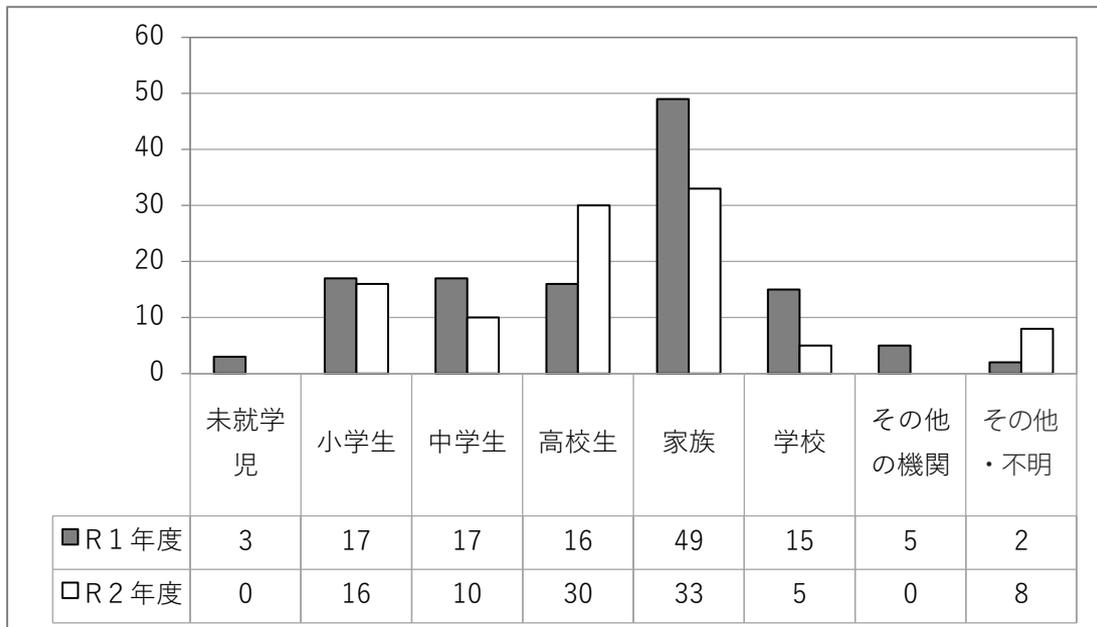


(2) 相談者

家族からの相談 33 回(33%)のうち母親からの相談は 28 回でした。学校関係者は 5 回(5%)でした。

高校生からの相談が増えているのは、LINE 相談を始めた効果だと考えられます。学校関係者からの相談が減っているのは、コロナ禍で学校訪問を控えたため、学校関係者との懇談の機会が減少したためです(図表8)。

【図表8】令和元年度・令和2年度相談者内訳(延べ相談回数)



(注)「未就学児」…おとなと共に来室や電話で相談を受け、子ども本人とも話した。

「学校」…学校訪問で受けた相談も含む。

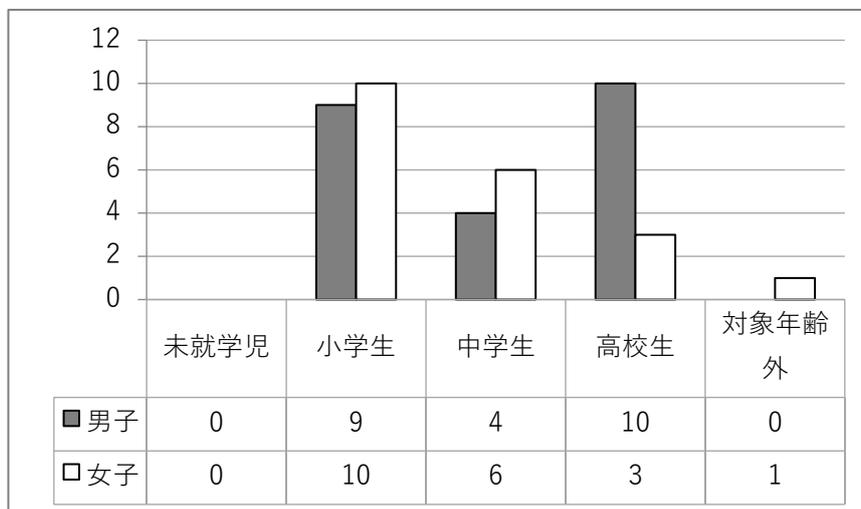
「その他の機関」…児童センター職員等からの相談。

「その他」…対象年齢外の子ども本人からの相談。

(3) 学齢・性別相談対象者

従来と比べると、高校生の相談が増えています。これはLINE相談によって高校生本人からの相談が増えたためです（図表9）。

【図表9】令和2年度学齢・性別相談対象者（相談件数）

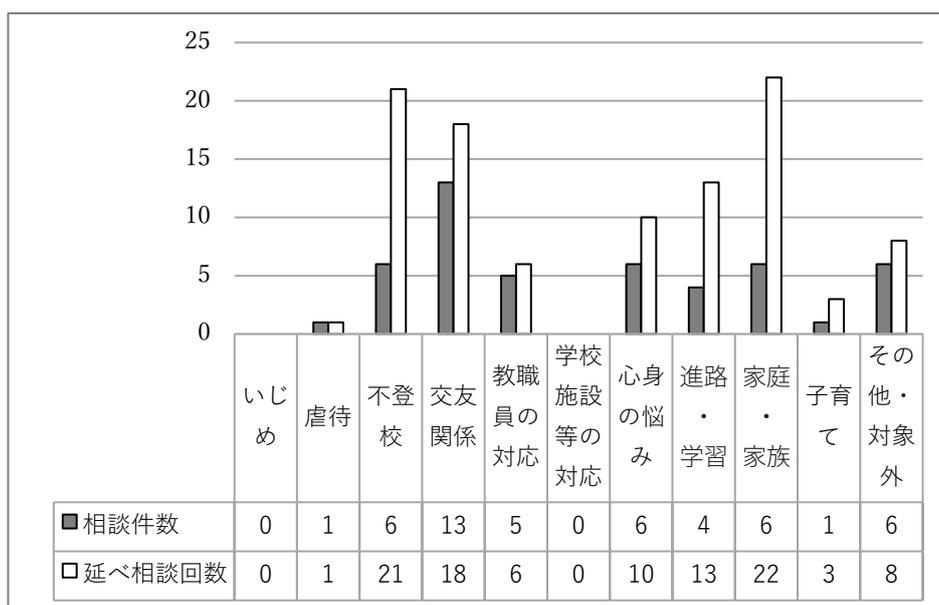


(注) おとな・子ども本人からの相談を含めた、相談の対象となった子どもの人数。

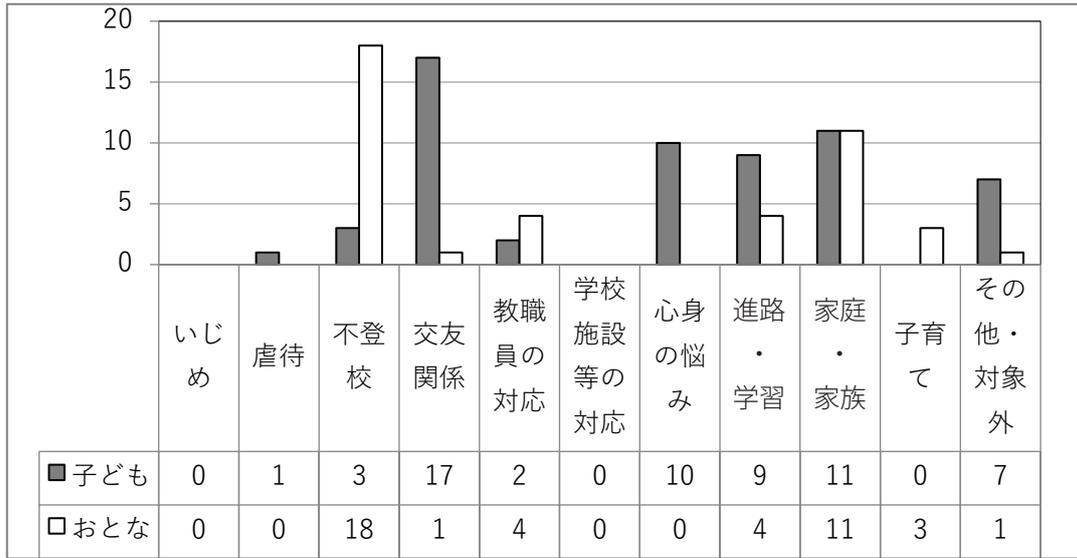
(4) 相談内容

従来と比べると、「交友関係」と「心身の悩み」が増えています。これはLINE相談とミニレター相談を通して、子ども自身からの相談が増えたことに伴う変化だと言えます（図表10・11）。

【図表10】令和2年度相談内容（相談件数・延べ相談回数）



【図表 11】 令和 2 年度子ども・おとなの相談内容（延べ相談回数）



(注) 図表 10・11 の「その他・対象外」…主訴の分類が困難である相談及び、19 歳以上からの相談

(5) 相談方法

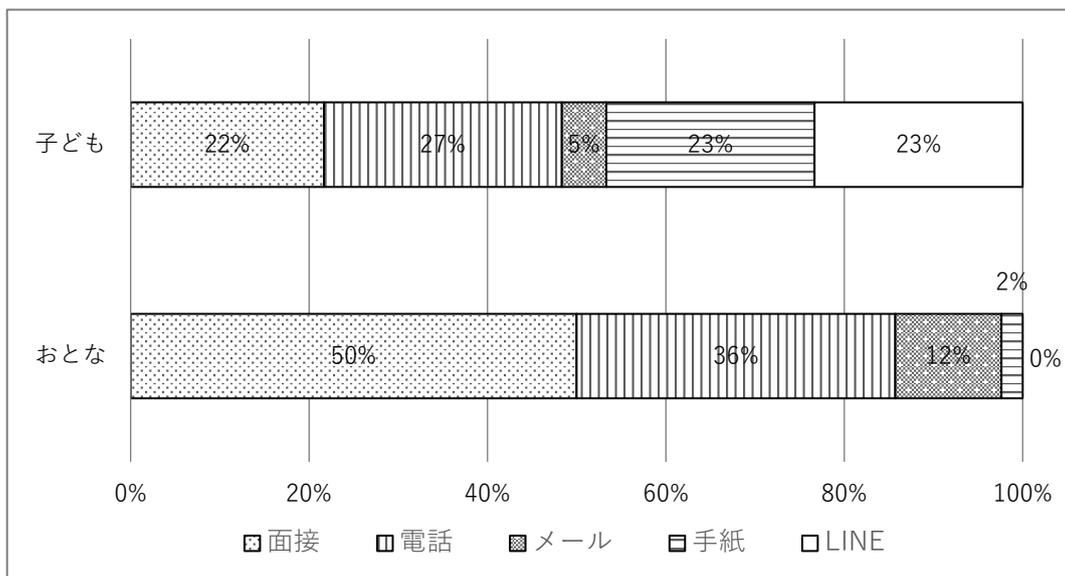
LINE 相談・ミニレター相談の開始によって、子どもの相談方法が増えました。そのことにより、病気のこと、LGBTQ など従来の面接や電話、メールでは相談しづらい場合でも、相談できるようになりました。

LINE 相談、ミニレター相談を入り口としながらも、本人の意向を重視しつつ、内容によっては電話や面接に切り替えてより深い相談ができるように努めています。

(図表 12)

【図表 12】 令和 2 年度相談方法（割合）

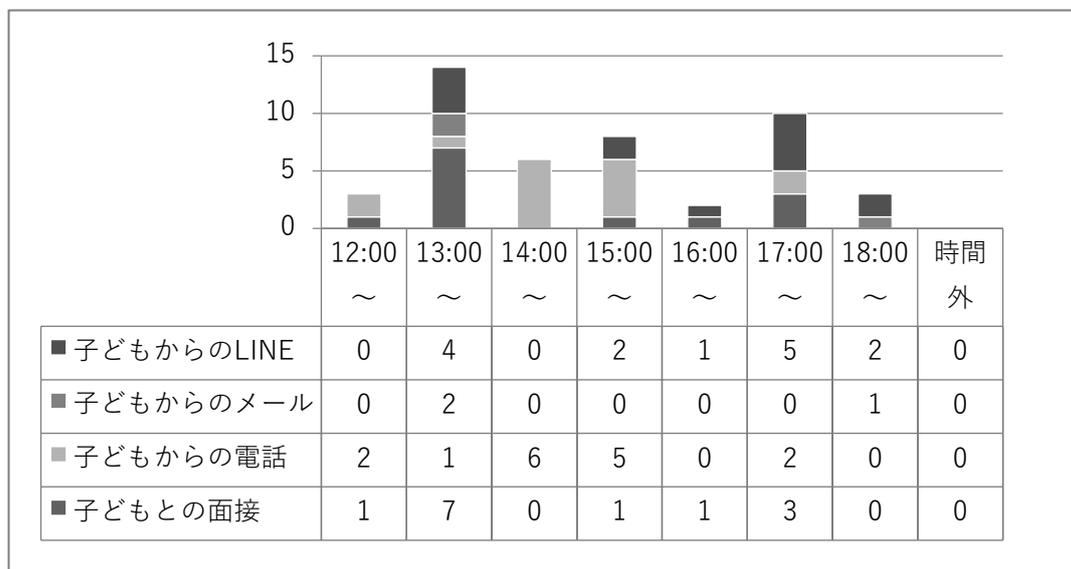
※LINE 相談は 12 月から、ミニレター相談は 1 月から反映。



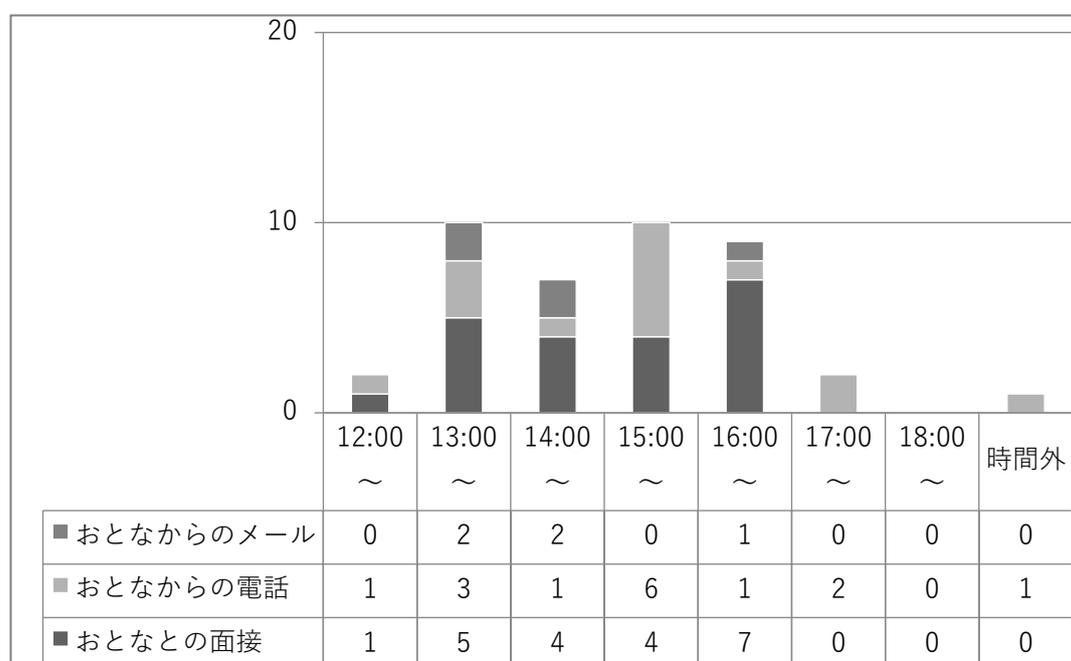
(6) 相談時間帯

12:00～13:00の回数が少ないのは、その時間に開室するのが土曜日のみであるためです(火曜日～金曜日は、13:00～19:00の開室)。子どもからのLINE相談で13:00～14:00は、土曜日の相談です(図表13・14)。

【図表13】令和2年度子どもの相談時間帯(延べ相談回数)



【図表14】令和2年度おとなの相談時間帯(延べ相談回数)

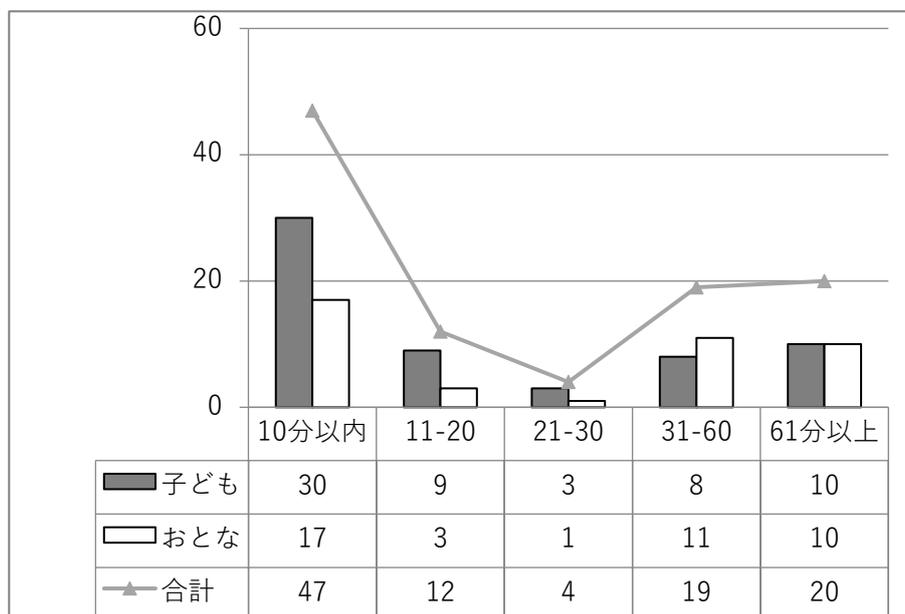


(注)「時間外」…火～金曜日の13時以前又は19時以降、土曜日の12時以前又は18時以降に入った相談。

(7) 相談所要時間

子どもの相談時間で10分以内が多いのは、ミニレターによる相談を10分として扱っているためです(図表15)。

【図表15】令和2年度子ども・おとなの相談所要時間(延べ相談回数)



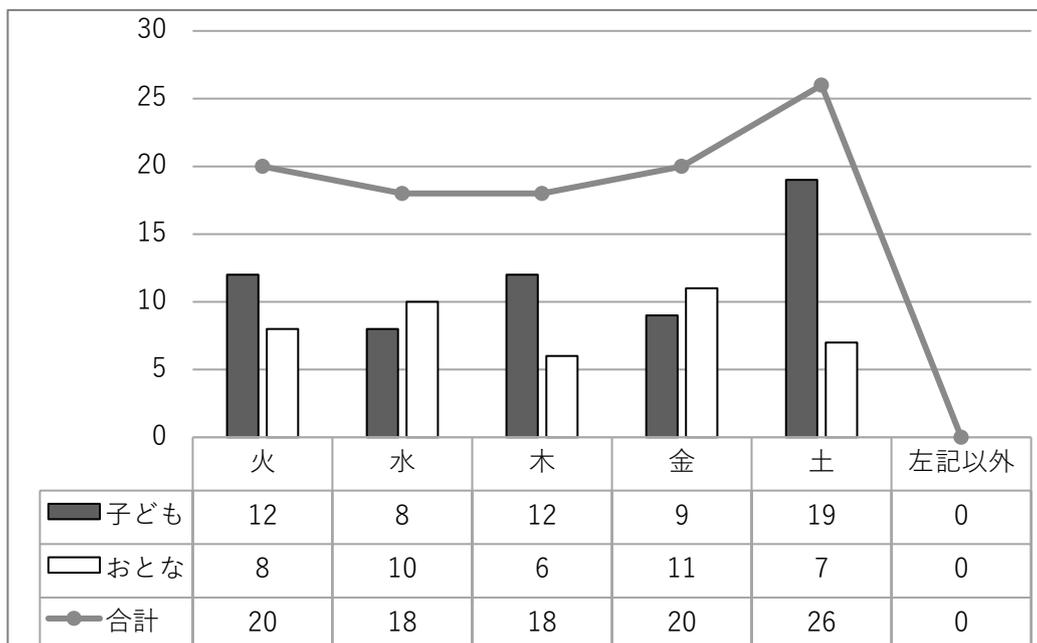
(注) メール・手紙・FAXによる相談は、10分以内の相談所要時間にカウント。

(8) 相談曜日

子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」の開室時間帯は、火曜日から金曜日までが午後1時から午後7時まで、土曜日が正午から午後6時までとなっています(LINE相談の対応時間も同様です)。

令和2年度、相談を受けた回数が最も多いのは土曜日、次いで火曜日でした(図表16)。

【図表 16】 子ども・おとなの相談曜日（延べ相談回数）



(9) 対応

相談への対応は、基本的には、子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」（ヤマカまなびパーク 4階）で行います。令和2年度は、コロナ感染防止のため、4/6～5/25の間、ヤマカまなびパークが閉館になり出入り口の施錠が午後5時になりました。それに伴い、子どもの権利相談室の開室時間を午前10時～午後5時までに変更し、面接を除いた方法での相談に対応することになりました。

また、より多くの相談を受けられるよう、毎月「出張相談」を実施してきましたが（旭ヶ丘児童センター、太平児童センター）、令和2年度はコロナ感染防止の観点から実施を見送りました。

対応の多くは、相談者の話を傾聴し、解決の方法を一緒に探り、本人の中から答えを見つけられるよう、助言することです。しかし状況によっては、子どもの権利擁護委員が相談者と子どもに関わる関係者との間に入り、関係性を調整することがあります。令和2年度は擁護委員による調整が行われた相談が1件（前年度2件）ありました。

2. 相談事例から ※ プライバシー保護のため、内容は一部変更しています。

子どもの権利相談室で扱う相談事例には、一度の相談で終了するケースもありますし、相談期間が数年間に及ぶケースもあります。また、相談員が話を聴くことで終了するケースもありますし、相談に基づいて「子どもの権利擁護委員」が相手方や関係者と話し合いを行うケースもあります。

令和2年度、匿名で子ども本人から苦しい気持ちを持っていること、そのことについて市にも知ってほしいという内容の置き手紙を受け取りました。相談室がある施設の入り口のポスト付近に置いてあったため、相談室としてはこの手紙が置いてあったポストの横の壁に手紙を受け取ったことや要望を市の担当部署に伝えたことについて子どもが読んでも分かるように書いた文書を一定期間掲示しました。

子どもの権利相談室では、相談の秘密を守ることと、子どもの気持ちに寄り添うことを大事にしながら、子どもにとって一番良い解決策を一緒に探していきます。相談してくれた子どもやすべての子どもに「安心して相談ができるところだよ」というメッセージが届くように、広報啓発にも力を入れていきたいと思えます。

なお、令和2年度に寄せられた主な相談内容としては、

【子どもから】

- ・友だちから仲間外れにされたことについて。
- ・友だちとの付き合い方について。
- ・学校に居場所がない。学校に行きづらい。
- ・病気との向き合い方について。
- ・恋愛相談について。
- ・性について。
- ・学校の先生について。
- ・クラスメイトの言動について。
- ・家族のことについて。
- ・生活リズムについて。

【おとなから】

- ・心配な生徒の支援方法について学校からの相談。
 - ・子どもの家庭内暴力について。
 - ・不登校について。
 - ・子どもの学校での生活について。
 - ・子どもに対する学校の対応について。
 - ・子どもをどう扱っていいのかわからない。
- といった相談がありました。

今回、ケース1では、子どもの意見や気持ちに寄り添いながら、保護者や関係機関と一緒に解決に向かった事例を紹介するとともに、令和元年度の活動報告書に掲載した2事例を再掲載します。

ケース1 「地域の安全に対する子どもの思いが通じ、環境整備されたケース」

【相談内容】

自宅付近に雨水があふれることがある怖い箇所がある。柵も設置されていない。もし大雨になったら危険だと思う。母親の車も流されていってしまいそうだ。なんとかならないか。(小学生男子)

【支援の内容と経過】

市の担当部署に現場の改善ができるか問い合わせ、本人や保護者とは手紙や電話で連絡を取り経過報告をしながら進めていった。やり取りの結果、汚れのたまった水路について市で清掃をしてもらえることとなった。

この事例は、悩み相談や「子どもの権利」とは無関係な相談に見えるかもしれませんが、子どもの発意からの行動について、おとながしっかり向き合い対処したことが、本人の積極性の促進や充実感につながったケースだと考えます。

ケース2 (再掲) 「本人・保護者と学校との調整を擁護委員が行ったケース」

【相談内容】

発達障がいがあり、授業中の板書や予定黒板の内容をノートに写すのが困難です。電子機器を使うことが学校で許可されれば、随分楽になります。どうしたらいいでしょうか。(小学生女子)

【支援内容と経過】

電話で本人からの相談が入った。困っている状況、現在までの経緯、本人の思いを聴き取った上、対応方法を相談したいので、保護者とも話し合いたいことを伝える。

後日、本人と保護者が来室。それぞれに相談員が対応し話を聴く。登校しづらくなっている状況を改善するためにも、相談室と保護者で相談をしながら、早めの対応をしていくことを確認する。

擁護委員と相談員で学校訪問をして、本人と保護者の思いを伝え、学校としての実態把握と可能な対応について話を伺う。

本人及び保護者に学校訪問について報告し、再度本人と保護者それぞれの思いと学校に対する要望を聴き取り、学校にお願いしたいことを焦点化した。

保護者、擁護委員、相談員が学校訪問をして、学校の対応について話し合った。電子機器の使用の可否、使用条件、ルール、他の生徒への説明などについて大まかな共通理解を図った。細かな点や新たに生じた課題については、その都度、本人・保護者と学校が相談をしていくことを確認した。

電子機器の使用開始後、保護者と学校に状況を尋ねたところ、改善点は残るものの、相談をしながら進められていることが確認できた。

ケース3（再掲） 「子どもが自分の意見や考えを安心して相手に伝えられるように、寄り添ったケース」

【相談内容】

保護者からの相談。子どもの元気がない。人間関係がうまくいっていないようだ。自分の意見が相手に伝わっていないように感じる。（中学生女子）

【支援内容と経過】

元々は、保護者から相談が入ったケースであるが、本人、父親、母親、それぞれの相談に応じ、特に本人とは電話や来室面談で、できごとを聴きとり、気持ちの整理ができるように時間をかけて何度も関わった。

当初、本人は友人や家族に対し、気持ちがうまく伝えられず、心の整理が付けられなくなるのが度々あった。また、自分に自信がなくなってしまい、物事を決める際にも人任せになっている傾向も見られた。

相談室では、様々なできごとの解決に向けて本人ができそうなことを一緒に考えながら相談を受けていった。

本人との関係性ができるにつれて、趣味の話題や自分の意見などが本人から出てくるようになり、徐々にまわりの子どもやおとなとよい関わりを持ちながら生活できるようになっていった。やがて、学校内外で委員会活動やボランティア活動に自ら積極的に参加したり、進路に関しても自分で考え決定できたりする力が付いていき、年度末には笑顔で、希望の進路に合格したことを相談室に知らせに来てくれた。

3 救済の申立ての状況

令和2年度の救済申立てはありませんでした。過去の状況は以下のとおりです。

救済申立て案件一覧 (平成16年4月～令和3年3月)

	案件番号	申立て事項・情報	条例上の対処等
1	平成18年1号	市のアレルギー給食対応の見直しについて	4月 調査 2月 市へ要望書
2	平成20年1号	園児虐待一時保護・子ども関係機関への不信について	4月 調査
3	平成20年2号	園児いじめによるケガの園対応について	2月～ 調査 5月 是正要請*1 7月 調整
4	平成21年1号	担任のクラスへの暴言について	6月 調査
5	平成21年2号	学童指導員の暴言について	10月 調査 11月 勧告*2
6	平成21年3号	園でのケガ・後遺症について	3月 調査 3月 是正要請*1 3月 調整
7	平成23年1号	通学途中のケガについて	6月 調査
8	平成24年1号	虐待通報対応時の子ども関係機関の動きについて	12月 調査
9	平成24年2号	生徒指導中の自傷行為について	3月～調査 4月～調整 8月 勧告*2
10	平成24年3号	学校外の金銭トラブルについて	3月 調査
11	平成25年1号	学校外のトラブル解決について	5月 調査
12	平成25年2号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
13	平成25年3号	担任の暴力と暴言について	6月 調査 9月 調整
14	平成25年4号	不登校・学校対応について	10月～ 調査
15	平成25年5号	園児への担任の暴言について	3月 取り下げ 相談
16	平成27年1号	学校屋外施設における事故について	9月～ 調査 6月 勧告*2
17	平成27年2号	担任の暴力について	10月 取り下げ 調整
18	平成27年3号	虐待による転校について	1月 取り下げ 関係機関連携
19	平成29年1号	学童保育所の対応について	4月～調査 5月 調整

(注) *1 「是正要請」とは、市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの

*2 「勧告」とは、市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの

4. 出張相談

令和2年度も前年に引き続き、旭ヶ丘児童センター（毎月第2土曜日午後1時30分から午後3時）と太平児童センター（毎月第4水曜日午後3時30分から午後5時）の両センターにて「出張子どもの権利相談」を実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、7月に旭ヶ丘児童センターにて1回実施し、以降は休止となりました。

令和3年度、訪問ができるような状況になれば、両児童センターにて出張相談を再開したいと考えています。

5. 活動報告会の開催

多治見市子どもの権利に関する条例第18条に基づき、「令和元年度子どもの権利擁護委員活動報告会」を次のとおり開催しました。

日時：令和2年8月3日（木）13：30～15：30

場所：多治見市役所駅北庁舎 4階大ホール

内容：

- (1) 多治見市子どもの権利擁護委員令和元年度活動報告会

多治見市子どもの権利擁護委員

代表擁護委員 水野 将也

擁護委員 伊藤 健治



- (2) 基調講演

「子どもの命を守るために～弁護士視点から～」

講師 掛布 真代 氏



6 広報・啓発活動

子どもの権利擁護委員と相談員は、令和2年度に以下の広報・啓発活動を実施しました。

(1) 子どもの権利相談室カードとリーフレット配布

市内全小・中学校の学校職員・児童生徒にカード、リーフレット(1年生対象)を配布しました。

全幼稚園・保育園・小規模保育所等にも、リーフレットとカードを配布しました。(主に年中児対象)

市内高等学校と、市内の子どもの多く通う市外の高等学校2校、通信制高校・専修学校・適応指導教室(さわらび学級)には、子どもの権利擁護委員・相談員・くらし人権課職員が訪問懇談をし、カードとリーフレットの配布をお願いしました。(市外の学校については市内在住の生徒対象)

多治見市子どもの権利相談室カード

多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
火～金 火曜日 1時～7時
土 土曜日 12時～6時
フリーダイヤル (通話無料)
0120-967-866
携帯からもつながるよ

でんわしてね

多治見市子どもの権利相談室
マスコットキャラクター
うさぼくん&うさぼちゃん

「ひとりじゃないよ、いっしょに話そう」
相談の内容、名前などの秘密は
きちんと守られ、安心だよ！
E-mail: kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
たじみ子どもサポート 検索
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55
ヤマカまなびパーク4階
TEL:0572-23-8666 FAX:0572-23-8786

多治見市子どもの権利相談室リーフレット

ひとりじゃないよ
いっしょに話そう
多治見市子どもの権利相談室
たじみ子どもサポート
多治見市

どんなことを相談できる？
いじめ 友だちのこと
いじめ 先生のこと
不登校
家族のこと
虐待

相談する
電話で 予約で 会って メールで
子どももあとも相談できるよ
ひとりで悩まずに話してみよう

一緒に考える
話をじっくり聴くよ
あなたの気持ちや意見を聴いて一番よいことを一緒に考えるよ
「何ができるかな？」
「どうしたらいいかな？」
「どうしてほしいかな？」

解決
あなたの代わりに擁護委員が気もちや意見を伝えるよ
どう行動する
擁護委員が関係する人たちに話をしたり協力をお願いしたりするよ

その他、自分自身の悩みや、心配ごとなど、何でも良いので、「つらい」「苦しい」「困っている」「助けしてほしい」と感じたとき、気軽に相談してください。

詳しくはホームページを見てね。(子どものページがあるよ)
たじみ子どもサポート 検索

(2) 地域コミュニティーラジオ
 “FMピピ” に出演 (4月・8月)
 子どもの権利擁護委員と相談員が
 広報を行いました。



(3) 「たじみ子どもサポート通信」発行 (10月)
 令和2年度より、子どもの権利擁護委員や子どもの権利相談室を身近に感じ
 てもらうために、「たじみ子どもサポート通信」を作成し、市内の小中学校に配
 布しています。今後も定期的に発行していく予定です。



子どもの権利相談室マスコットキャラクター
うさぼくんとうさぼちゃん

たじみ
こどもサポート通信

令和2 (2020) 年 10 月
 第 2 号
 高学年～中学生用

「どんな相談ができるのかな？」

前回の「子どもサポート通信」では、みなさんが困ったときに力になってくれる
 「子どもの権利擁護委員」の紹介でした。(覚えていますか)
 今回は「たじみ子どもサポート」に、「どのような相談ができるのか」を紹介し
 ます。

学校に行きたくない

勉強がわからない

私だけみんなから
浮いている気がする

友だちが困っている
けど、どうしていい
かわからない…

友だちとうまく
話せないな

先生に言われた
言葉で傷ついた

先生が話を
聞いてくれない

イヤなことを
されている

これって
いじめ？

家族が話を
聞いてくれない

家にいるのが
いやだ

暴力を振るわれる

変なことをされた

食べるものがない

そのほかにも・・・

つらい
苦しい

困った
どうしよう

助けて

だれかと
話したい

など、何でも相談してください！

誰かに話を聞いてもらうだけで、ちょっとスッキリすることもあります。「たじみ子どもサポート」には、3
 人の相談員がいます。相談員は、みなさんからの話をじっくり聞いて、どうしたらいいかを、あなたと一緒に
 考えます。どうぞ気軽に来てみてください。電話やメールも待っています。

発行元 多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
 〒507-0034 多治見市豊岡町 1-55 ヤマカまなびパーク 4 階

フリーダイヤル **0120-967-866** メールアドレス kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp

相談できる時間 火～金 1時～よる7時
 土 12時～よる6時

図書館の
ビルです！



ひとりじゃないよ
いっしょにはなそう

- 20 -

(4)「多治見子ども LINE 相談」開始

12月1日から「多治見子ども LINE 相談」を開始するため、11月に市内中高生にカードを配布し、ポスターの掲示をお願いしました。また、市内の子ども施設等にもカードとポスターの設置をお願いしました。

多治見子ども LINE 相談カード・ポスター



多治見子どもLINE相談

LINE
LINEで
相談できます

友だち登録してね



【相談時間】
火曜～金曜13:00～19:00 土曜12:00～18:00



どんな小さなことでも一人で悩まずに気軽に相談してください。秘密は守ります。
電話やメール、来室での相談も受け付けています。

電話 0120-967-866
携帯からもつながります

メール kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階
多治見市子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート)



多治見子どもLINE相談

LINEで
相談
できます

どんな小さなことでも一人で悩まずに気軽に相談してください。

友だち登録してね



多治見市子どもの権利相談室のホームページにQRコードがのっているので、そこから友だち登録ができるよ!

【相談時間】
火曜～金曜13:00～19:00
土曜12:00～18:00

秘密は守ります。

電話やメール、来室での相談も受け付けています。

電話 0120-967-866
携帯からもつながります

メール kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp
〒507-0034 多治見市豊岡町1-55 ヤマカまなびパーク4階

多治見市子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート)

子どもの権利を考えよう

12月から

「多治見子どもLINE相談」が始まります!

関 くらし人権課・鬼頭

TEL 22-1128

シリーズ Vol.109

まなびパーク4階に困りごとなどが相談できる子どもの権利相談室があることをご存知ですか。そこには3名の相談員がいて子どもみなさんの悩みに親身に対応しています。その相談室では、12月からLINEを使った相談ができるようになります。

◆子どもLINE相談を始めるきっかけを教えてください。

「コロナ禍で辛い思いをしている子どもが潜在的に増えていると思います。若い世代に最も身近なコミュニケーションツールであるLINEを導入することによって、少しでも相談しやすくなればと考えました。」

◆相談したい場合は、どうすればいいのですか。
「くらし人権課や相談室のホームページ、又は学校で配られる子どもLINE相談を案内する緑色のカードについているQRコードをスマートフォンで読み取って」と

もだち登録をしてください。

◆いつでも相談できるのですか。
「相談室の開室時間と同じで、火～金は午後1時から午後7時まで、土曜は正午から午後6時までです(月と日は休み。時間外に書き込みはできませんが、アクセスしてくれた記録が残りますので、翌開室日に対応させていただきます。」

◆LINEだと相談しやすいですね。
「そうですね。一人で悩まずにお気軽にLINEしてください。秘密は守られます。一緒に考えて解決していきたいと思います。」



子どもの権利を考えよう

子どもの権利相談室

「たじみ子どもサポート」から

関 子どもの権利相談室 佐原

TEL 23-8786

シリーズ Vol.110

子どもの権利相談室(たじみ子どもサポート)では、これまで面接・電話・メール・FAX・手紙での相談を受け付けてきました。これらに加え、昨年の12月より、子どもが気軽に相談ができるよう、主に中高生の子どもによりなじみのあるLINEを使用した「多治見子どもLINE相談」を始めました。

「多治見子どもLINE相談には、「交友関係」や子ども自身の「心身の悩み」などの相談が数多く寄せられています。中でも「心身の悩み」は面接や電話などの従来の相談ツールではあまり多くなかった相談でした。」

LINE相談には顔や声がかからない匿名性が高い状態で相談ができるという利点があります。それがうまく機能して、子どもにとって面と向かって相談しづらい内容も相談につながったのではないかと考えられます。

また、冬休み前には小中学生に向けて切手を貼らずに相談できる用紙を配布し、より子どもたちが気軽に相談しやすいツールを増やす試みを行っています。これらの相談は子どもを対象としています。が、おとなも子どものことで相談したいと思ったら、面接・電話・メール・FAX・手紙での相談ができます。相談内容の秘密は守られます。匿名で相談することもできます。子どものことで困ったことがあったらいつでも気軽に相談ください。お待ちしています。



Ⅱ 子どもの権利擁護委員としての活動を振り返って

「初年度の活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員
原科 佐登己
(元学校長)



令和2年10月より、子どもの権利擁護委員を拝命いたしました。

定年退職して10年経過し、その間夏休みのセミナーで「将棋講座」を通して、多治見市の児童・生徒の皆さんと関わって「元気」をいただけてきました。

子ども達は、成長の真っただ中にいます。明るく元気でいなくてはならない存在です。

しかし、全国の子どもを取り巻く環境は厳しいものがあり、令和2年の子どもの自殺者数は479人で過去最多となっているとのこと、これから育つ若い命が自ら奪われるということは極めて残念なことです。

本相談室が、そういう状況の子を側面的にも何とか救うことができないかと、新米の子どもの権利擁護委員として強く思う次第です。

さて、本市では平成15年に「多治見市子どもの権利に関する条例」を制定、平成16年に「多治見市子どもの権利相談室」を開設し、子どもの権利の尊重・啓発を推進するとともに相談や救済を担ってきました。

私も先輩の擁護委員を範にして、微力ながら努力致す所存です。

令和2年度、相談室に寄せられた相談は多種多様です。

児童・生徒や保護者からの相談は切実性の高い内容が多く、一般の方からは町内会長に連絡するような内容のものから、なりすまし相談を匂わせるような内容のものまであり、それだけ子どもの権利相談室が身近であると感じました。

12月に入り、ミニレターをとりいれたり、LINE相談を始めたり、まさに時代のニーズに応じた取り組みを展開し、相談員の位置づけの重要性を認識しました。

些細なことですが、私が取り組んだ将棋講座の出来事から述べさせていただきます。

将棋の基本的なことで「取った駒は相手に見えるように盤の右側にきちんとわかるように置きましょう」と話をしたところ、低学年だと思われる子から、「ぼく左利きだから左側に置くね」と明るく返してくれました。その場は「決まりだからね」と付け足しておいたのですが、子どもの権利擁護委員としてあとから深く考えると、このことは左利きの人権を蔑ろにしているのではないかと強く思いました。引き続き関係者と議論していきたいです。

左利きの子の割合は約 10%ほどであり、これまでの文化・伝統・習慣・科学技術などは右利きを前提にして形成・構築されていて、学校生活でも左利きの子は、ずいぶん難儀をしていると思われます。

ひとりひとりの人権が大切にされなければならない今日、小学校1年の「書き方」の教科書をみると、「左利きの子の鉛筆の持ち方」が写真入りで掲載されていて、配慮されていることを認識した次第です。

今後とも、一人ひとりの子どもの心と体の成長に寄与していく所存であります。

「擁護委員としての活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員

伊藤 健治

(東海学園大学教育学部 教育行政学・教育法学)



子どもの権利擁護委員として、私が最も大切にしてきたことは、子どもの声に耳を傾けるということです。相談室には、さまざまな相談が寄せられますが、その一つひとつに対して、私たちが「子どものため」と考えていることが、本当に子ども本人の思いに寄り添ったものになっているだろうか、おとなの都合によって左右されてはいないか、と何度も問い返しながら取り組んできました。

「多治見市子どもの権利に関する条例」では、擁護委員の職務は、「子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること」（第14条）とされています。つまり、どうすればトラブルが解決するかといったおとな側の視点ではなく、子どもの権利の救済・回復に向けて「子ども中心」に対応することが求められています。どのような救済や支援のあり方が望ましいかは、子どもの声にしっかりと耳を傾けて、子どもの思いに寄り添いながら解決策を探っていくことが必要になります。そのため、相談室では、保護者からの相談であっても可能な限り子ども本人から話を聴くことを重視しています。しかし、実際の活動では、子どもの声を聴くことが難しい場合も少なくありません。そのような時でも、擁護委員や相談員は、問題の背後に隠れている子どもの思いや願いに応えるために、ケース会議での多面的な検討を重ねながら、「子どもの最善の利益」を実現するための対応を考えていきます。それは、私たち相談室だけで実現できるものではなく、学校や家庭と協力しながら、子どもを取りまく環境や関係性の改善に向けて働きかけていくことが必要になります。このような擁護委員の役割とは、紛争解決の仲裁者ではなく、子どもの権利の代弁者となることです。

多治見市では、平成15（2003）年に「子どもの権利条例」が制定されました。この条例を活かして、私たちが目指していくべき社会（すなわち、子どもの権利が保障された社会）とは、学校・家庭・地域など子どもが過ごすあらゆる場所で子どもの意見が尊重される社会です。しかし、いくらすばらしい条例があっても、おとながしっかりと耳を傾けていかなければ、子どもの声や意見を受け止めることはできません。子どもの声を聴くためには、じっくりと時間をかけて子どもの話を聴くための忍耐力が必要になります。また、自由に話せる場所をつくったり、子どもが考えをまとめる手助けをしたりするなど、おとなが工夫しながら子どもの力を引き出していくことも必要です。子どもの声に耳を傾けて、子どもの最善の利益を実現していくことは、私たちおとなに課せられた責任だと言えるでしょう。

子どもの権利擁護委員は、子どもの権利の代弁者として、子どもたちの声を社会に

届けていく使命を担っています。その際に、相談室に届いてこない子どもたちの声にどのように向き合っていくかは重要な課題です。子どもたちに相談室のことを知ってもらう普及・啓発の活動や権利学習の取組みも大切です。また、相談室では、一人ひとりの子どもに寄り添って相談に応じ、権利の救済・回復を図っていきますが、同じような状況で苦しんでいる子どもが他にもいるかもしれません。そのため、相談活動を通して、子どもの声（時には声にならない思い）を丁寧に聴きとりながら、子どもを取りまく社会の制度や文化に働きかけていくことも大切です。私自身は、子どもの権利擁護委員の任期を3月で終えましたが、多治見市のすべての子どもたちが幸せに暮らすことができるように、子どもの声を大切にする文化や風土が更に根付いていくことを期待しています。

「擁護委員としての活動を振り返って」

多治見市子どもの権利擁護委員
坂 崎 芳 範
(元学校長)



6月末までの任期でした。この期間の多くは、施設の閉館により相談者が相談室に入室することが困難な状況でした。また、学校の休校期間も重なり、学校訪問が難しく、子どもの権利相談室の啓発や子どもたちの様子を把握するための方法がとりづらい状況でした。

この時期に、改めて大切であると感じたのは、学校の教職員への子どもの権利相談室に対する理解をさらに深める必要があるということです。そのためには、学校訪問によって普段の情報交換を重ねることで、子どもの権利相談室に対する理解を広げながら、継続的に相互理解をはかっていく必要があると感じました。

学校の教育相談体制は随分と整ってきていて、年々それが機能してきています。子どもや関わるおとなのほとんどの相談は、より身近な学校の教職員や学校に関わる相談室や相談機関に相談して解決がはかられてきています。

しかし、子どもや関わるおとなが、学校など自分の身近に思う人や場所での相談がしづらい内容であったり、相談していてもうまく自分の思いが伝わっていないと感じたりする時に、子どもの権利相談室を思い浮かべて相談してほしいのです。特に、子どもたちがどこにも相談できずに追いつめられることを避けさせたいと願っています。

年間を通してみると、子どもの権利相談室への相談内容が「不登校」「交友関係」「進路・学習」が多く（図表 10 令和2年度相談内容、図表 11 令和2年度子ども・おとなの相談内容を参照）、相談者の理解を得ながら、少しでも子どもの最善の利益に向かうよう、学校教職員との連携をさらに進めていくことが望まれます。

引き続き、子どもの権利相談室カードや啓発リーフレットの学校での子どもへの配布時に、「誰にも相談できない時や相談しづらい時には、子どもの権利相談室がある」という一言を添えていただくことをお願いしたいです。

また、子どもたちのまわりのおとなや学校教職員も、子どもの権利相談室に訪問していただき、相談室に対する理解を深めてもらいたいです。

子どもやおとなに子どもの権利相談室に対する理解がさらに深まることを願い、今後とも各方面のお力添えをお願い申し上げます。3年間お世話になりました。ありがとうございました。

お わ り に

「はじめに」でも書かせて頂きましたが、昨年度は一昨年度と同様に新型コロナウイルスの世界的大流行が続いていたため、それが流行する前には当たり前であった生活（かつての日常生活）に戻ることはできませんでした。

子ども達は保護者の皆さまや周囲の大人の方のストレスや不安を大人が思う以上に敏感に感じ取り、大人が思う以上に大人を心配して、あるいは迷惑をかけないようにと考えて自分のことを言い出しません。ただ、その結果、子ども達は抱えきれないストレスや不安で不安定になることもあり、それをみて保護者の皆さまや周囲の大人の方もまたストレスや不安を抱える・・・ということもあるかもしれません。このようにそれまでの日常生活が一変してしまった状況においては、ストレスを感じたり、不安を感じたりすることは当たり前だと私は考えています。もちろん、私も日々様々なストレスや不安を感じていますし、全く感じていない人はいないのではないのでしょうか？ですので、それを恥じたり、自分は弱い人間だなどと思ったりする必要は全くないと私は考えています。もしこれを読まれている方が不安やストレスを感じられていたり、困ったなど思うことがある場合には、周囲の方々に相談をしたり、あるいは公的機関等の相談窓口で相談をされれば意外にあっさりと解決することもあるかもしれませんので、積極的に相談をしてみてもいいのではないでしょうか。

個人的な意見になりますが、他人にやさしくすること、他人を気遣うこと、他人のために行動すること、これらは自分の心に余裕がなければなかなか難しいのではないかと思います。子ども達の笑顔のためには子ども達を見守っている保護者の皆さまや学校関係者の皆様あるいは周囲の大人の皆さまも笑顔でないといけないと思います。そのため相談窓口の一つとしても子どもの権利相談室はあります。私どもは皆さまからのご連絡をお待ちしております。

令和2年度

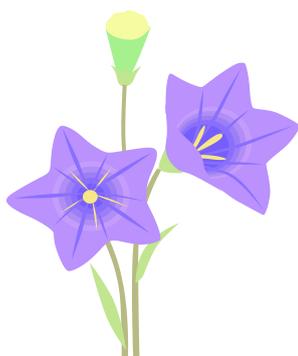
多治見市子どもの権利擁護委員 水野 将也
原科 佐登己
伊藤 健治
坂崎 芳範

参 考 資 料

多治見市子どもの権利に関する条例

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ

多治見市子どもの権利擁護委員名簿



市の花

ききょう



つつじ

改正

令和2年3月24日条例第5号

多治見市子どもの権利に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 子どもの権利の普及（第5条・第6条）

第3章 子どもの生活の場での権利の保障（第7条—第9条）

第4章 子どもの意見表明や参加（第10条—第12条）

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復（第13条—第18条）

第6章 子どもに関する施策の推進と検証（第19条—第22条）

第7章 雑則（第23条）

附則

すべての子どもは、誰かに命を奪われることや自ら命を失うことがあってはなりません。また、どのような状況でも、すべての人が子どもの命を守るよう努めなければなりません。

私たちは、次のようなまちづくりをめざして、児童の権利に関する条約（平成6年条約第2号。以下「子どもの権利条約」といいます。）の精神をふまえ、多治見市が子どもの権利を尊重するまちであることを明らかにし、多治見市子どもの権利に関する条例を制定します。

（子ども一人ひとりの違いを大切にし個性として尊重するまち）

子どもは、それぞれ一人の人間であり、かけがえのない存在です。子どももおとなも命を大切に生きている仲間です。子どもは、一人の人間としてその権利が尊重されます。子どもは、その権利が保障されるなかで、すこやかに成長していくことができます。

（子どもが安心して自分らしく生きることができるまち）

子どもは、それぞれに苦しいこと、心配なことなどがあります。子どもは、安心して助けてとすることができ、守ってもらえます。

子どもは、それぞれに思いがあります。たとえ小さい子どもでも意志や考えを持っています。子どもは、その思いや意見を自由に言うことができ、それらを尊重してもらえます。

子どもは、それぞれに可能性や成長のしかたがあります。子どもは、ゆっくり自分をつくっていくことや子ども同士が育ち合うことができます。

（お互いを尊重し、共に支え合うまち）

子どもは、自分を大切に始めるとき、他の人を大切にできる気持ちを持つことができるようになります。子どもは、自分の権利について学び、気づき、身につけていくなかで、他の人の権利を大切にし、お互いに権利を尊重し合える力をつけていくことができます。

子どもは、子ども同士や子どもとおとなの良い関係をつくっていけるように支援されます。

（子どもが多治見の今と未来をつくっていくことのできるまち）

子どもは、多治見を共につくっていく仲間としてまちづくりに参加ができます。子どもが幸せなまちはおとなも幸せなまちです。子どもは、社会の一員として重んじられ、それぞれの役割を果たしていけるように支援されます。

（平和と環境を大切にし、世界とつながっていくまち）

子どもは、平和と豊かな環境のなかですこやかに成長していくことができます。子どもは、日本と世界の子どもたちのことについて考え、自分たちのできることをしていけるように支援されます。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、子どもの権利条約に基づいて、子どもの権利の普及、子どもの権利を守り、成長を支援するしくみなどについて定めることにより、子どもの最善の利益を第一に考えながら命などの子どもの権利の保障を図ることを目的とします。

（定義）

第2条 この条例において「子ども」とは、18歳未満の人をいいます。ただし、これらの人と同等に子どもの権利を持つことがふさわしいと認められる人も含みます。

2 この条例において「子ども施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校その他の子どもが育ち、学ぶために入り、通い、利用する施設をいいます。

（責務）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその権利の保障に努めます。

2 親など保護者は、その養育する子どもの権利の保障に努める第一義的な責任者であることを認識し、その養育する子どもの権利の保障に努めます。

3 子ども施設の設置者、管理者、職員（以下「子ども施設関係者」といいます。）は、子ども施設において子どもの権利の保障に努めます。

4 市民は、子どもにかかわる場や機会において、子どもの権利の保障に努めます。

5 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、お互いに連携して命などの子どもの権利の保障に努めます。

6 市は、国、他の地方公共団体などと協力し、市の内外において子どもの権利が保障されるよう努めます。

（成長への支援）

第4条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが一人の人間として自分らしくすこやかに成長していくことができるよう支援します。

第2章 子どもの権利の普及

（子どもの権利の普及）

第5条 市は、子どもの権利について、さまざまな方法を通じて普及に努めます。

2 市は、家庭、子ども施設、地域において、子どもの権利について教育や学習が行われるよう支援します。

3 市は、子どもの権利について、子ども自身による学習を支援します。

（子どもの権利の日）

第6条 子どもの権利についての関心や理解を深め、取組みを進めるために、たじみ子どもの権利の日を設けます。

2 たじみ子どもの権利の日は、11月20日とします。

3 市は、たじみ子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を市民参加のもとで行います。

第3章 子どもの生活の場での権利の保障

（家庭における権利の保障）

第7条 親など保護者は、子どものすこやかな成長や権利の保障にとって家庭が果たす役割を認識し、その養育する子どもの権利を保障します。

2 市は、親など保護者が、安心して子育てができ、その責任を果たせるよう支援します。

3 親など保護者などの子どもと同居するおとなは、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 市は、虐待や体罰を受けた子どもの速やかな発見、適切な救済や回復、虐待や体罰の予防のために関係機関や関係者と連携を図ります。

（子ども施設における権利の保障）

第8条 子ども施設関係者は、子どもの権利が保障されるなかで、子どもが主体的に育ち、学ぶことができるよう支援します。

2 子ども施設の設置者や管理者は、その職員に対して子どもの権利を保障できるよう支援します。

3 子ども施設関係者は、虐待、体罰などの子どもの権利を侵害することをしてはいけません。

4 子ども施設関係者は、いじめなどをなくすよう努めます。

5 子ども施設関係者は、虐待、体罰、いじめなどについての相談、救済、防止などのために関係機関や関係者と連携を図ります。

6 子ども施設関係者は、関係者や関係機関と連携を図りながら、不登校などについて適切な対応をします。

7 子ども施設関係者は、育ちや学びに関する情報の開示に努めるとともに、説明責任を果たします。

(地域における権利の保障)

第9条 市民は、地域において、子どもの権利が保障され、子どもがすこやかに成長していくことができるよう努めます。

2 市は、子どもの成長にかかわる市民の活動を支援し、連携を図ります。

3 市民は、地域において、子どもが安心して休み、遊び、学び、人間関係を作り合うことなどができるような居場所を確保・充実し、これらの活動を支援するよう努めます。

第4章 子どもの意見表明や参加

(意見表明や参加の促進)

第10条 市、親など保護者、子ども施設関係者、市民は、子どもが家庭、子ども施設、地域において、意見を表明し、参加できるよう支援します。

(子ども会議)

第11条 市は、子どもがまちづくり、市政などに意見を表明し、参加できるようにするために、たじみ子ども会議を開催します。

2 たじみ子ども会議は、会議としての意見などをまとめ、市に提出することができます。

3 市は、たじみ子ども会議が提出した意見などを尊重します。

(子ども施設での意見表明や参加)

第12条 子ども施設関係者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子どもの自主的で主体的な活動を奨励し、支援します。

2 学校の設置者や管理者は、子どもの意見表明や参加を進めるために、子ども、親など保護者、職員その他の関係者が参加し意見を述べ合う場や機会の提供をします。

第5章 子どもの権利侵害からの救済と回復

(子どもの権利擁護委員)

第13条 子どもの権利侵害に対して、その子どもの速やかで適切な救済を図り、回復を支援するために、多治見市子どもの権利擁護委員(以下「擁護委員」といいます。)を設けます。

2 擁護委員は、3人以内とします。

3 擁護委員は、子どもの権利の擁護に理解や豊かな経験がある人のうちから、市長が議会の同意を得て選任します。

4 擁護委員の任期は、3年とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

5 市長は、擁護委員が心身の故障のため職務を行うことができないと認める場合、職務上の義務違反その他擁護委員としてふさわしくない行いがあると認める場合は、議会の同意を得て、やめさせることができます。

6 擁護委員は、市長の同意を得て、辞職することができます。

(擁護委員の職務)

第14条 擁護委員は、次のことをします。

(1) 子どもの権利侵害について相談に応じ、その子どもの救済や回復のために、助言や支援をすること。

(2) 子どもの権利侵害にかかわる救済の申立てを受けて、また、必要があるときには自らの判断で、その子どもの救済や回復にむけて調査、調整、勧告、是正要請をすること。

(3) 前号の勧告、是正要請を受けてとられた措置の報告を求めること。

2 擁護委員は、必要に応じ、前項第2号の勧告、是正要請、同項第3号の措置の報告を公表することができます。

3 擁護委員は、職務上知ることができた秘密をもらしてはいけません。その職を退いた後も同様とします。

(勧告などの尊重)

第15条 前条第1項第2号の勧告、是正要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置をとるよう努めます。

(救済や回復のための連携)

第16条 擁護委員は、子どもの権利侵害について、その子どもの救済や回復のために関係機関や関係者と連携を図ります。

(擁護委員に対する支援や協力)

第17条 市は、擁護委員の独立性を尊重し、その活動を支援します。

2 親など保護者、子ども施設関係者、市民は、擁護委員の活動に対して協力します。

(報告)

第18条 擁護委員は、毎年その活動状況などを市長や議会に報告するとともに、広く市民にも公表します。

第6章 子どもに関する施策の推進と検証

(施策の推進)

第19条 市は、子どもの権利に関する推進計画を作り、子どもに関する施策を総合的に行います。

2 市は、前項の推進計画を作るときには、市民や次条に定める多治見市子どもの権利委員会の意見を聴きます。

(子どもの権利委員会)

第20条 この条例に基づく施策の実施の状況を検証し、子どもの権利を保障するために、多治見市子どもの権利委員会(以下「権利委員会」といいます。)を設けます。

2 権利委員会は、10人以内の委員で組織します。

3 委員は、人権、福祉、教育などの子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある人や市民のうちから市長が委嘱します。

4 委員の任期は3年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とします。ただし、再任を禁止するものではありません。

(権利委員会の職務)

第21条 権利委員会は、市長の諮問を受けて、また、必要があるときは自らの判断で、子どもの権利の状況、子どもに関する施策における子どもの権利保障の状況などについて調査や審議をします。

2 権利委員会は、前項の審議に当たっては、市民から意見を求めることができます。

(提言やその尊重)

第22条 権利委員会は、調査や審議の結果を市に報告し、提言します。

2 市は、権利委員会からの提言を尊重し、必要な措置をとります。

第7章 雑則

(委任)

第23条 この条例の施行に必要なことがらは、市長その他の執行機関が定めます。

附 則

1 この条例は、規則で定める日から施行します。(平成15年規則第86号により、平成16年1月1日から施行。ただし、第13条第3項中議会の同意を得ることに関する部分は、平成15年12月19日から施行)

2 多治見市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和52年条例第3号)の一部を次のように改正します。

別表中

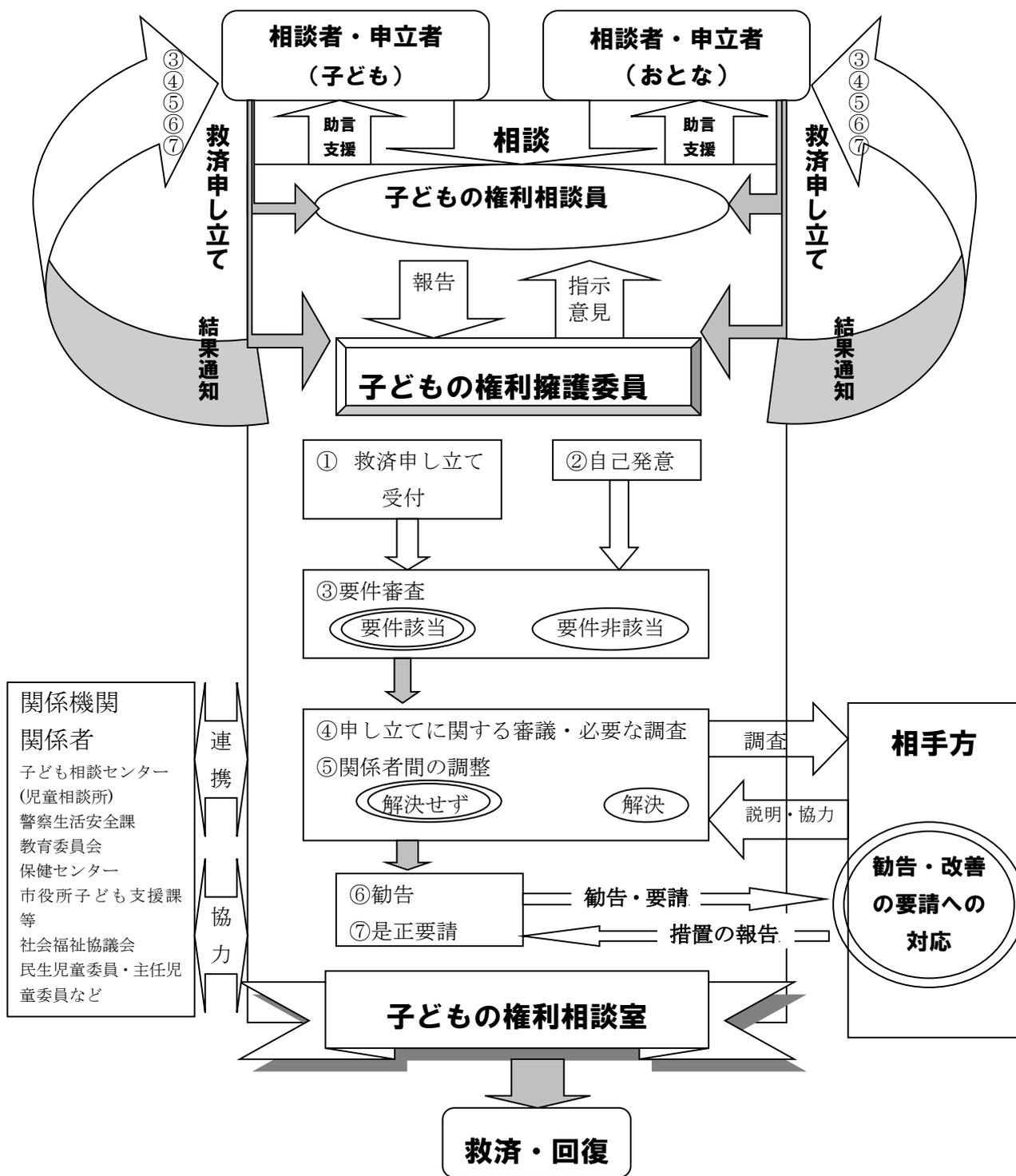
「	情報公開審査会委員	」
を		
「	情報公開審査会委員	
	子どもの権利委員会委員	」
に、		
「	介護認定審査会委員	」
を		
「	子どもの権利擁護委員	
	介護認定審査会委員	」

に改めます。

附 則(令和2年3月24日条例第5号)

この条例は、令和2年4月1日から施行します。

多治見市子どもの権利擁護委員制度（子どもの権利相談室）のしくみ 子ども自身が問題解決する力を引き出すよう助言・支援します



- ① 救済申し立て…「学ぶ」「遊ぶ」「食べる」など子どもの権利が守られず、つらい・苦しい思いを助けて欲しいということ。
 - ② 自己発意…救済の申し立てがなくても擁護委員が必要だと判断すること。
 - ③ 審査…救済の申し立て内容が審議に該当するかどうか判断すること。
 - ④ 審議…救済申し立て内容の対応を協議する。
調査…関係機関に説明や資料の提出を求め、事実確認をする。
 - ⑤ 調整…申立人とその相手方である双方に対して助言や仲介などをして相互理解ができ、解決に向かうよう間に入る。
 - ⑥ 勧告…市の機関に対し、是正等の措置を講ずるよう勧告するもの。
 - ⑦ 是正要請…市の機関以外の者に対し、必要な措置を講ずるよう要請するもの。
- * 擁護委員は、必要に応じ、勧告、是正要請、措置の報告を公表することができます。

多治見市子どもの権利擁護委員名簿

令和2年度子どもの権利擁護委員

職名	氏名	職業等	在任期間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	水野 将也	弁護士	平成31年4月1日～
子どもの権利擁護委員	伊藤 健治	東海学園大学 教育学部 准教授	平成30年4月1日～
子どもの権利擁護委員	坂崎 芳範	元学校長	平成29年7月1日～ 令和2年6月30日
子どもの権利擁護委員	原科 佐登己	元学校長	令和2年10月1日～

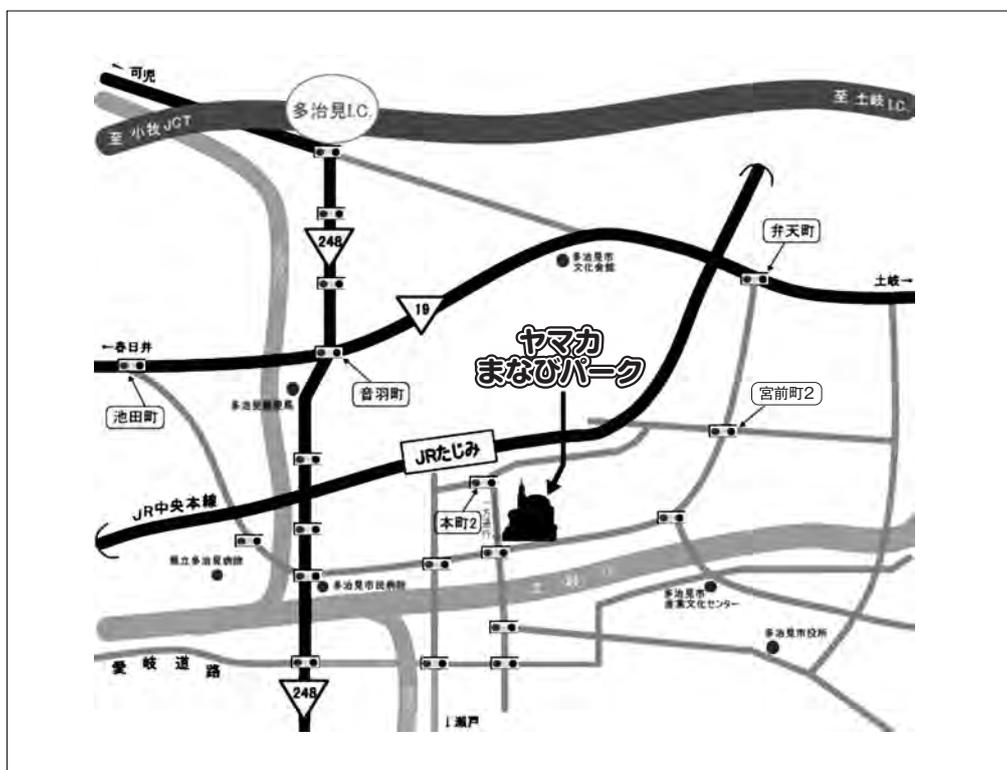
令和3年度子どもの権利擁護委員

(令和3年4月1日現在)

職名	氏名	職業等	在任期間
子どもの権利擁護委員 (代表擁護委員)	原科 佐登己	元学校長	令和2年10月1日～
子どもの権利擁護委員	水野 将也	弁護士	平成31年4月1日～
子どもの権利擁護委員	水野 香代	臨床心理士	令和3年4月1日～

多治見市子どもの権利相談室

(ヤマカまなびパーク 4階)



交通アクセス JR多治見駅から徒歩5分

令和2年度 多治見市子どもの権利擁護委員活動報告書

令和3年8月 発行

発行：多治見市子どもの権利相談室「たじみ子どもサポート」
〒507-0034 多治見市豊岡町 1-55 ヤマカまなびパーク 4階
電話/FAX : 0572-23-8786
フリーダイヤル : 0120-967-866
メー ル : kodomo@gp.city.tajimi.gifu.jp

